ば」を「行わなければ」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に、「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十九条第八項の規定による投票（第五十九条の六の二第一号に掲げる船員が行うものに限る。）に関し船員が国外において行う行為は、第五十九条の六の三第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒並びに確認書を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長が船員の投票の便宜及び投票の公正な実施の確保を考慮して定める時間内に行わなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第五十条第六項、第五十一条及び第五十五条第九項の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

2　新令第五十五条第六項及び第八項、第五十九条の六から第五十九条の六の四まで、第六十条第二項、第六十三条第三項並びに第百四十二条第一項及び第三項の規定は、施行日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六条中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」に、「第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第九項」を「第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項」に、「第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項まで」を「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで」を「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項」に、「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項から第九項まで」を「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項」に、「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項」に改める。

第百九条中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「及び第五項、」を「から第六項まで、」に、「第八項の」を「第九項の」に改める。

第百十四条、第百十七条及び第百八十四条中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第九項」に、「第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項」に改める。

第百八十七条中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「及び第五項、」を「から第六項まで、」に、「第八項の」を「第九項の」に改める。

第二百十三条の五第一項中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第九項」に、「第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項」に改める。

第二百十三条の七中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「及び第五項、」を「から第六項まで、」に、「第八項の」を「第九項の」に改める。

第二百十四条の四及び第二百十五条の四中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第九項」に、「第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで」に、「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項」を「第百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「第二百五十五条第四項及び第五項」を「第二百五十五条第四項から第六項まで」に改める。

第二十二条中「及び第八項」を「から第九項まで」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び第八項」を「から第九項まで」に、「第二百五十五条第四項及び第五項」を「第二百五十五条第四項から第六項まで」に改める。

第八条中「及び第八項」を「から第九項まで」に改める。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十二号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第八項第六号の二、第四十二条の十一の三第一項、第六十八条の三の四第二項、第六十八条の九第八項第五号の二及び第六十八条の十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の四第一項中「第十三項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同条第十一項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、同条第二十二項中「及び第十六項から第二十項まで」を「、第十四項、第十五項及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第二十二項」に、「第三十九条の三十九第二十項」を「第三十九条の三十九第二十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第二十一項」に、「第三十九条の三十九第十八項」を「第三十九条の三十九第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第十九項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項を同条第十九項とし、同条第十三項を同条第十八項とし、同条第十二項の次に次の五項を加える。